

石巻市かわまち交流拠点 指定管理者募集要項

令和8年7月

石巻市産業部商工課

石巻市かわまち交流拠点 指定管理者募集要項

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年石巻市条例第３２１号。以下「手続条例」という。）、石巻市かわまち交流拠点条例（平成２９年石巻市条例第２５号。以下「施設条例」という。）に基づき、公の施設である石巻市かわまち交流拠点の管理運営を行うことができる指定管理者を次のとおり募集します。

１ 指定施設

- (1) 名 称 石巻市かわまち交流拠点
- (2) 所在地

名称	位置
石巻市かわまち交流センター	石巻市中央二丁目１１番１２号
石巻市かわまち立体駐車場	石巻市中央二丁目６番
石巻市かわまちバス駐車場	石巻市中央二丁目３０３番
石巻市かわまち交通広場	石巻市中央二丁目３０９番
石巻市かわまち交流広場	石巻市中央二丁目３０６番

２ 指定施設の概要

- (1) 設置目的

石巻中央地区の中心市街地（以下「中心市街地」という。）が、いにしえからの石巻の歴史、文化、産業を育んできた地域であり、特に旧北上川の川沿いが川湊として市民に親しまれてきたエリアであったことから、ここに川とまちをつなぐ新たな空間と交流施設を整備し、市民や観光客が集える憩いの場を提供するとともに、交流人口の増加や賑わいの創出による中心市街地の活性化を図ることを目的とする。

- (2) 沿革

平成２９年に石巻市かわまち立体駐車場・バス駐車場が供用を開始し、平成３０年に石巻市かわまち交流センター、令和２年に石巻市かわまち交通広場、令和５年に石巻市かわまち交流広場と順次整備を図ってきた経緯がある。

(3) 施設概要

名称	概要
石巻市かわまち交流センター	市民や観光客の交流、情報発信、学び、集い、憩いの拠点施設
	鉄骨造2階建て 敷地面積 795.13㎡ 建築面積 747.14㎡ 市民交流ホール 定員 54名 ミーティングスペース1 定員 6名 ミーティングスペース2 定員 16名 キッチンスペース 定員 12名 その他（インフォメーションスペース、市民交流スペース、サロンスペース、キッズコーナーなど）
石巻市かわまち立体駐車場	普通自動車等による中心市街地及び周辺地域への来訪者のための立体駐車場
	鉄骨造3層4段 敷地面積 3,849.26㎡ 建築面積 1,458.72㎡ 駐車台数 219台
石巻市かわまちバス駐車場	大型バス等による中心市街地及び周辺地域への来訪者のための専用駐車場
	面積等については、石巻市かわまち立体駐車場に含むものとする。 駐車台数 大型バス5台
石巻市かわまち交通広場	一般乗合旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車の通路及び乗降場
	敷地面積 1,458.72㎡
石巻市かわまち交流広場	市民や観光客の交流、憩いの場となる広場
	敷地面積 南広場 1,330.00㎡ 北広場 448.76㎡

(4) 運営に係る事項

令和7年度 石巻市かわまち交流センター利用者数 140,306人
 令和7年度 石巻市かわまち立体駐車場利用台数 205,161台
 令和7年度 石巻市かわまちバス駐車場利用台数 1,217台
 令和7年度 石巻市かわまち交流広場利用者数 13,115人

(5) 災害時指定避難所の指定の有無

本施設は、石巻市地域防災計画に基づく指定避難所に指定されていません。

3 申請要件

以下の第1号又は第2号のいずれかの要件を満たし、その他の要件を全て満たす者であること（個人での申請は不可とする。）。

- (1) 市内に本店、支店、営業所等の機能を有する者であること。
- (2) 前号の条件を満たす者を含むグループを構成していること（構成団体の中で代表者を定め、事前に結成に係る協定書、合意書等を締結し、申請手続等は代表者が行うこと）。なお、単独で申請する者が他のグループの構成員になることや、グループの構成員が他のグループの構成員になることはできない（構成員の役員についても同様とする。）。
- (3) 中心市街地の活性化に寄与する施設又は観光施設に係る管理運営を指定管理者として5年間以上実施した実績を有すること（グループの場合は構成員のいずれかが実績を有していれば問題ないものとする。）。
- (4) 申請者（グループで申請する場合は構成員を含む。）が次の要件に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、石巻市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）により再生手続又は更生手続を開始している者
 - カ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年告示第180号）に基づく指名停止を、現在受けている者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にあると認められる者
 - ク 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者

4 申請期間

令和8年7月31日から令和8年9月4日まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の祝日」という。）を除きます。

(1) 申請時間

持参の場合は、午前9時から午後5時まで

ただし、最終日は午前9時から午後4時までとします。

(2) 申請場所

石巻市穀町14番1号 石巻市産業部商工課

(3) 申請方法

申請場所へ直接持参又は郵送（一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれか）するものとします。

郵送による場合は締切日必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しないものとします。

(4) 申請書提出部数

原本1部、副本12部（コピー可）

5 申請に必要な書類

申請に当たっては、次に掲げる書類を提出期間内に提出ください。

No.	書類	備考
1	指定管理者指定申請書	様式第1号
2	類似施設管理実績調書	様式第1-1号 ※添付書類と合わせて提出のこと
3	事業計画書	様式第2号 指定期間内各年度分
4	事業実施計画書	様式第2-1号 指定期間内各年度分
5	収支予算書	様式第2-2号 指定期間内各年度分
6	役員名簿（監査役含む。）	様式第3号
7	グループ構成員届出書	様式第4号 ※グループを構成して申請する場合
8	登記事項証明書（原本）	法人以外の団体は会則及び代表者の戸籍 の身分証明書（原本）
9	定款又は寄附行為の写し	
10	収支予算書又はこれに相当する書類	現事業年度
11	貸借対照表、損益計算書、財産目録、キャッシュフロー計算書又はこれらに相当する書類	直近3か年分
12	納税証明書 （法人税、消費税及び地方消費税、 法人都道府県民税、法人事業税、法 人市区町村民税及び固定資産税）（該 当するもの全て）	直近3年間

(備考)

- ・事業計画書を補足する資料の提出を希望する場合は、提出することができるものとする。
- ・証明書類は、証明年月日が申請書提出時の3か月以内のものに限る。

6 市が行うべき管理の費用に関する事項

(1) 指定管理料

本施設の管理に要する経費は、指定管理者への管理代行の対価として支払う経費（以下「指定管理料」という。）及び利用料金収入によって賄うこととします。

指定期間における指定管理料は、1年につき39,461千円（税込）を目安とし、5年間で197,305千円（税込）とします。5年間の指定管理料の総額を超えない範囲で、5年間の事業計画と収支予算を策定してください（5年間の総額が上限額以内であれば、年度別の上限額を超える提案も可能です。）。収支予算には、各項目の増減について、算定根拠を明記してください。

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに予算の範囲内で、応募時の提案額に基づき、市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。

指定管理料は、今回の提案を基本とし、年度ごとに市の予算額の範囲内で指定管理者と協議を行い、年度協定を締結して支払います。

(2) 指定管理料の支払時期

支払方法は年度協定において定めるものとします。

(3) 指定管理料の支払方法

市は、指定管理者から指定管理料の請求を受けてから30日以内に指定の口座へ振り込むものとします。

(4) 指定管理料の額の変更方法

指定管理料の総額及び各年度の指定管理料は、提出書類（事業計画書等）を基に指定管理者と協議を行って決定することとします。

(5) 指定管理料の精算の要件

原則として指定管理料の精算は行いませんが、指定管理者が本来行うべき業務を行わなかったことにより発生した余剰金については、精算の対象となります。

(6) 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経理は、1施設につき1口座を原則とし、専用の口座で収支を管理することとします。

7 指定管理者が行う管理の基準

(1) 利用時間・休業日

施設条例第3条の規定により下表のとおりとします。

名称	利用時間	休業日
石巻市かわまち 交流センター	午前9時から午後9時まで	1月1日から同月3日まで及び12 月29日から同月31日まで
石巻市かわまち 立体駐車場	終日	なし
石巻市かわまち バス駐車場	午前9時から午後9時まで	1月1日から同月3日まで及び12 月29日から同月31日まで
石巻市かわまち 交通広場	午前9時から午後9時まで	なし
石巻市かわまち 交流広場	終日（営利を目的とする利 用の場合は、午前9時から 午後9時まで）	なし

(2) 個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守し、個人情報
が適切に保護されるように配慮するとともに、本施設の管理運営上知り得た情報を
漏らし、管理運営以外の目的に使用することはできません。

(3) 情報公開

石巻市情報公開条例（平成17年石巻市条例第14号）の規定を遵守し、施設の管
理に関して保有する情報の積極的な公開に努めるものとします。

(4) 行政手続の取扱い

石巻市行政手続条例（平成17年石巻市条例第17号）の規定を遵守し、行政運営
における公正の確保と透明性を図り、もって市民の権利利益の保護に努めるものと
します。

(5) 関係法令等遵守

条例その他関係法令等を遵守して管理運営を行うこととします。

8 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設条例第10条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 利用の許可、その取消し、その他本施設の利用に関すること。
- (3) 使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- (4) 本施設の施設及び附属施設の維持管理に関すること。
- (5) その他本施設の管理運営に関すること。

なお、具体的な業務内容及び履行方法については仕様書等による。

- (6) 災害発生時の対応に関すること。

利用者が石巻市地域防災計画に定める指定避難所等へ避難できるよう指示や誘導等を実施すること。

9 指定施設の利用に係る料金に関する事項

- (1) 利用料金制度の採用

本施設については、利用料金制度を適用します。利用料金は指定管理者の収入とします。

- (2) 利用料金の金額

利用料金は、施設条例第6条第1項の別表第2に定める範囲とし、指定管理者が市長の承認を得て定め、基本協定締結前に協議の上、決定することとします。また、市が指定期間中に施設条例の利用料金の改定を行った場合は、改めて市長の承認を得て利用料金の額を定めることとします。

10 指定管理者に指定しようとする期間

指定期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認められるときは、この期間中であっても指定管理者の指定を取り消すことがあります。

11 リスク分担

市と指定管理者のリスク分担は、リスク分担表（別紙1）のとおりです。ただし、同表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのない事項が生じたときは、市と指定管理者が協議の上、定めることとします。

12 指定管理者モニタリング

市は、本施設の管理運営が協定に従い、適正かつ確実にサービス提供がされているかどうか、指定管理者がサービスを安定的に提供することが可能な財務状況であるかなどを確認、評価します。詳細は、仕様書を参照してください。

13 事業報告書の提出

毎年度終了後2か月以内に、本施設の管理業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出します。

14 選定方法

指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定に当たっては、本施設指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出された事業計画書等の内容や適性を審査する書類審査、申請団体からプレゼンテーションによる提案を受け、ヒアリングを行い、実現可能性を審査する面接審査を実施します。

審査終了後、総合計得点が最も高く、かつ、基準点（候補者になり得るための最低点をいう。）を満たす申請団体を候補者として選定します。

1.5 選定委員会

選定委員会の委員は5人以内とし、学識経験者等で構成します。

1.6 選定基準

候補者の選定基準は、次表のとおりです。

No.	選定基準	評価項目	配点
1	平等利用の確保	施設の設置目的の理解度	10点
2	サービスの向上性	管理運営に対する意欲	55点
		提供サービスの水準	
		新たな賑わいの創出	
3	施設の効用発揮	施設維持管理の水準	35点
		市内の観光エリアを繋ぐハブ機能	
4	経済性	コストの削減・節約意識	40点
		提案価格の評価	
		地域経済への貢献度	
5	運営の安定性	運営体制	50点
		財務上の事業の遂行力	
		類似施設での事業実績	
		事業計画の実現性	
		法令遵守	
6	その他	災害、リスク等の対策	10点
		運営の透明性	
合 計			200点

1.7 選定結果

選定結果は、全ての申請団体に通知するとともに、石巻市ホームページにより公表します。なお、選定結果に関する問合せには応じませんので、了承願います。

1.8 再選定

選定結果の通知後、選定した候補者を指定管理者に指定することが不可能となった場合や著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、次点の団体を新たな候補に選定します。この場合において、候補者に損害が生じてても市はその賠償の責めを負わないものとします。

1 9 選定後の手続

(1) 指定管理者の指定

選定された候補者は、市議会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

(2) 協定書の締結

市議会の議決により指定を受けた後は、市と協議を行い、指定管理業務の実施に関する包括的な事項を定める基本協定の締結を行います。

また、各年度の指定管理料や業務内容を定める年度協定は、毎年度4月1日付けで締結を行います。

2 0 施設の現地見学会の開催

本施設の現地見学会を開催します。参加を希望する場合は、施設現地見学会参加申込書（様式第5号）を提出してください。

なお、参加人数は、1団体につき5名までとします。

(1) 開催日時

令和8年8月7日 午前10時から午後3時まで

※1団体当たり30分から1時間程度で実施

(2) 開催場所

石巻市かわまち交流センター（所在地：石巻市中央二丁目11番12号）

上記開催時刻に合わせ、石巻市かわまち交流センター2階ミーティングルーム2に集合願います。

(3) 提出期限

令和8年8月6日 午前11時まで

(4) 提出先

石巻市穀町14番1号 石巻市産業部商工課（石巻市役所3階）

電 話：0225-95-1111（内線3526）

E-mail：iscommerce@city.ishinomaki.lg.jp

2 1 募集要項等に関する質問受付及び回答方法

募集要項等について質問がある場合には、質問書（様式第6号）を次の要領で提出してください。

(1) 質問受付期間

令和8年7月31日から令和8年8月19日まで

ただし、直接持参の場合は、国民の祝日を除きます。

(2) 質問受付時間

持参の場合：午前8時30分から午後5時まで

電子メールの場合：最終日午後4時必着

(3) 質問提出先

石巻市穀町14番1号 石巻市産業部商工課（石巻市役所3階）

電 話：０２２５－９５－１１１１（内線３５２６）

電子メール：iscommerce@city.ishinomaki.lg.jp

(4) 質問書提出方法

持参又は電子メール

(5) 質問に対する回答

令和８年８月下旬に電子メールにて回答するものとします。

２２ 公募のスケジュール

日 程	内 容
令和８年７月３１日～９月４日	募集要項の配付
令和８年７月３１日～８月６日	現地見学会の参加申込受付
令和８年８月７日	現地見学会
令和８年７月３１日～８月１９日	質問の受付
令和８年８月下旬	質問の回答
令和８年７月３１日～９月４日	申請書類の受付期間
令和８年９月下旬	選定委員会の開催（書類審査・面接審査）
令和８年１０月中旬	選定結果の通知及び公表
令和８年１２月下旬	指定管理者の指定
令和９年３月	基本協定締結
令和９年３月下旬	事務引継ぎ及び準備等
令和９年４月１日	年度協定締結
令和９年４月１日	管理運営開始

２３ 募集要項の配付

申請に当たっては、必ずこの募集要項を確認してください。

(1) 配付期間

令和８年７月３１日から令和８年９月４日までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます（窓口配布の場合）。

(2) 配付時間

午前８時３０分から午後５時まで（窓口配付の場合）

(3) 配付方法

ア 窓口配付 石巻市穀町１４番１号

石巻市産業部商工課（市役所本庁舎３階）

イ 石巻市ホームページよりダウンロード

<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/>

(4) 費用

無料

2 4 申請に当たっての留意事項

(1) 接触の禁止

本件業務に従事する関係者に対して、本応募についての接触を禁止します。なお、接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

(2) 費用負担

申請に関し必要な費用は、申請団体の負担とします。

(3) 申請書類の変更

提出後の内容変更はできません。

(4) 申請書類の取扱い

申請書類は返却しません。また、石巻市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。ただし、公開することにより、申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、同条例第7条第3号の規定により不開示となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出るようお願いします。

(5) 申請書類の著作権

著作権は申請団体に帰属します。ただし、選定結果の公表をする場合、その他市長が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で公表し、又は使用できるものとします。

(6) 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届(任意の様式)を提出してください。

(7) 虚偽の記載をした場合の取扱い

申請書類に虚偽の記載があったことが判明した場合は、失格とします。

(8) 宮城県警察への役員名簿の提供

団体が暴力団又はその構成員等の統制下でないことを確認するため、提出された役員名簿を宮城県警察に提供することがあります。

2 5 問合せ先

担当課	石巻市産業部商工課
所在地	石巻市穀町14番1号
電 話	0225-95-1111 (内線3526)
電子メール	iscommerce@city.ishinomaki.lg.jp